

ESG 経営における会社法の役割に関する一考察 －経営学と会社法学の視点から－

付 宇辰

The Role of Corporate Law in ESG Management:
From the Viewpoint of Management and Corporate Law Studies

Yuchen FU

Otemon Business Management Review, Vol.31, No.1

ESG 経営における会社法の役割に関する一考察

－経営学と会社法学の視点から－

付 宇辰

目 次

はじめに

第一章 会社法学における「株主利益最大化原則」をめぐる学界の論争

第1節 日本「企業の社会的責任」に関する立法論争

第2節 「株主利益最大化原則」に関する学界の論争

第二章 経営学における「ステークホルダー資本主義」に関する検討

第1節 「ステークホルダー資本主義」の登場

第2節 「ステークホルダー資本主義」に関する検討

第三章 海外会社法立法例と ESG 経営における会社法役割の考察

第1節 英国会社法における ESG に関する規定（会社の成功を促進すべき義務）

第2節 中国企業の社会的責任の立法化

第3節 立法化後の更なる研究

第4節 中国企業の社会的責任の改正（ESG への進化）

第5節 ESG 経営における会社法の役割
おわりに

はじめに

近年、気候環境の激化や貧富の格差の拡大など、世界的な問題が多く議論されていることから、ESG 理念は国際社会に注目を集めている。グローバルな範囲では、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素（以下では ESG と省略する）はすでに会社経営と投

資意思決定に不可欠な要素となっており、現代の多くの企業の中で、ESG 経営が提唱され、普及されている¹。この理念の出現や重視されている理由は、企業の中長期的かつ持続可能な成長のためには、ステークホルダーの利益（環境や社会問題も含み）を取り込むことが不可欠であるという観点からである²。さらに、ESG 経営と現代企業の発展方向が一致しているとも言える³。

ESG に関する研究は、経済学、社会学、法学など多くの分野に及んでいる。しかし、単一の分野にとどまっている研究は、すでに ESG の発展と実践を満たすことができず、しかも異なる分野の研究結論や成果は矛盾している可能性がある。企業の内部ガバナンス、実際の運営に対しても適合していないと考えている。

そこで、本稿の目的は、経営学と会社法学の角度に立って、総合的な観点から、ESG 経営における会社法の役割を考察し、それを支える理論的な根拠を探究する。そのためにまず、日本「企業の社会的責任」に関する立法論争を契機として、会社法学の視点から「株主利益最大化原則」が有力説として確立された論拠を解明し、学界の論争をめぐる学説を整理する（第一章）。それから、経営学の観点を踏まえて、株主重視の経営からステークホルダー重視の経営への転換を明らかにし、ESG 経営を支える「ステークホルダー資本主義」に関する理論を検討する（第二章）。さらに、海外で企業の社会的責任・ESG に関する内容を会社法に取り組んだ先行実践を用い、第一章と第二章の基礎理論を併せて、経営学と会社法学の視点から、ESG 経営の正当性または ESG 経営における会社法の役割を探究する（第三章）。最

後に、結論をまとめて、筆者の見解と今後の課題を論じてみたい（おわりに）。

第一章 会社法学における 「株主利益最大化原則」をめぐる学界の論争

従来から、会社法学における株主とステークホルダーの対立論争は、「会社は誰のものか」という問題に集中している。本章では、日本におけるこの対立論争に関する過程を簡単に回顧し、会社法学の視点で「株主利益最大化原則」に関するそれぞれの学説及びその論拠を明らかにする。

第1節 日本「企業の社会的責任」に関する立法論争

日本では昭和50年（1975）に、会社法改正に関する問題点において「企業の社会的責任」をめぐる課題があった。あるいは、企業の社会的責任に関する一般的規定の明文化をもって法に設けるか否かについて盛んに議論された。結果として、「①企業の社会的責任に関する内容が不明確であり、②一般規定として実効性が保障できず、③経営者の裁量権が拡大する恐れがある」という理由で、消極説を支持するのは大多数であり、その立法化は見送られ、明文の規定は至らなかったところである⁴。さらに、当時の実務上において、①メインバンクシステム制度の形成、②株式持合現象の発生、③会社における人事制度に関して、終身雇用と年功序列の実用という三つの特殊な経営・歴史環境を通じて、日本の特別なコーポレートガバナンスが形成された⁵。そこで、日本従来からはステークホルダー資本主義の国であると指摘する学者がいる⁶。その後、90年代にバブルの崩壊を機に、コーポレートガバナンスの見直しを促し、会社法学界においても、アメリカの影響を受けて、「株主利益最大化原則」へ転換し、現在まで有力説としている⁷。

第2節 「株主利益最大化原則」に関する学界の論争

（1）有力説：「株主利益最大化原則」は、会社

法上の明文規定はなく、会社の目的に関する具体的な明文上の規定もないが、従来からの通説と会社法の条文によれば、株主に利益を配当するのは、会社の「営利」目的である⁸。そして、会社法の法規範として、営利目的に違反する決議について、株主総会では無効とされる⁹。その一方、経営者（取締役・執行役）が営利目的に対して、職務を行うべきという忠実義務・善管注意義務が規定されている¹⁰。その意味で、経営者は株主に対して利益を最大化するための義務を負うということが考えられる¹¹。このような肯定する主張をもって、以下のような論拠を指摘している。

①第一に、会社の残余権者は、株主である。これは、会社の利益を財務的な面に限定し、会社における様々なステークホルダーの中に、会社の利益と相応しいのが株主だという考え方である¹²。その一方、会社利益の配当において、先に債務の返済、従業員などの給料支払い、最後に、利益が残れば、株主に分配することができる。伝統的な二元論の学説から見ると、株主の利益を最大化に追及するのは、ステークホルダー全員の利益をもたらし、総価値の最大化と同様し、社会の富の最大化を実現することができる¹³。さらに、会社法の判例や通説によれば、「社員権」とする利益参加権である自益権（剰余金配当請求権と残余財産分配請求権）や経営参加権である共益権（議決権など）が株主の地位に構成されると指摘している¹⁴。

②第二に、ステークホルダーの利益を考慮することに対して、反対する観点である。従来伝統的な学説では、経済効率性の視点からステークホルダーの利益を考慮すると、効率性の低下による社会の富も影響する¹⁵。そして、ステークホルダーの利益を経営目標としたら、経営者に大きな裁量権を与えることになる。その結果、実務上において、このような経営方針は、実現不可能だけではなく、取締役のアカウンタビリティ喪失の状態になり、経営者の恣意的な判断を助長・濫用する懸念もある¹⁶。さらに、ステークホルダーの利益について、どのステークホルダーに、どのような範囲で、どのように考慮すべきかという基準はまだ

存在していない。このような基準が不明である点は、常に批判されている¹⁷。他方で、「株主利益最大化原則」について、一般的に、株主以外のステークホルダーが会社と交渉する機会を十分に与えられていないという問題も指摘されている¹⁸。

③第三に、会社法の視角によると、株主が会社経営において、コントロール権を持っている以上、株主総会の専決事項として取締役の選任・解任することができる。その一方、株主以外のステークホルダーの利益保護は、労働法、環境法などの法令によって保護することができる¹⁹。

④第四に、株主以外のステークホルダーには、会社の利益を最大化するインセンティブを期待できない。つまり、株主の利益を最大化するような経営は、会社の利益（企業価値）を最大化することにつながっている²⁰。

⑤第五に、ステークホルダーの利益を考慮する時に、もしステークホルダーの利益と株主の利益が対立する場合、同時に対応する経営方針はほぼ考えられない。また、すべてのステークホルダーの間に、利害が統一ではなく、対立することもあるはずである。さらに、株主の利益に寄与する経営は、株価によって客観的・明確的な評価ができるのに対し、ステークホルダーの利益を考慮する経営は、その判断基準、またはその結果を反映できる評価がまだ存在していない以上、②で述べたように、経営者による裁量権の濫用が生じやすくなる危険性がある²¹。

以上のように、「株主利益最大化原則」とする有力説に支える理論的な根拠を明らかにした。その一方、学説だけではなく、裁判例においても、取締役の善管注意義務は原則として、「株主利益最大化原則」による説明がなされている。ルクス・ホールディングス事件において、「株式会社は、会社の企業価値を向上させて、会社の利益、ひいては、企業所有者たる株主の共同の利益を図る仕組みの営利企業である」と判明し、「取締役及び監査役の会社に対する善管注意義務は、会社、ひいては、株主の共同の利益を図ることを目的とするもの」と解される²²。この裁判例では、「株主利益最大化原則」を採用していると評価で

きる。

(2) 反対説：この学説では、「株主利益最大化原則」は、成熟した法学の伝統を持っていないアメリカの万能経済学という考え方が生んだ一時的な流行にすぎず、「株主利益最大化原則」は、会社の経営目的に背いて、不合理なファンドなどによる短期的な利益を獲得するためである。さらに、すでに過剰な富を獲得した人をもっと富ませるための手段として批判しながら以下のように指摘している²³。

①株主属性の認識誤り：「株主とは、株式というモノの保有者を意味するが、株式というモノはその保有者に付与される権利が表象されたものにすぎない」。株式を買っていれば株主になり、その意味で、株主は株式だけの所有者である。株主は、会社の所有者であるという判断・主張には、一切の根拠がない。その一方、「株主利益最大化原則」ではなく、会社定款の目的条項こそ、会社の存在の根本的な根拠である。各会社がそれぞれ経営目的の違いにより、定款の目的条項も違う。その定款の目的を遵守することが取締役の義務であることを会社法上に否定できない以上、株主利益最大化原則が定款の目的条項を超えて、上位原則と理解させるべきではない²⁴。

②議決権行使の制限：現代の株主の多くは、匿名の機関投資家や高速取引者であり、会社の実際の運営や会社の目的とかけ離れており、株主が「配当を請求する」信号になってしまうイメージが強くなっている。その一方、株主の議決権は、「物言う資格」に基づくものである。もし、株主が短期的な利益（高速取引）だけを追求する場合、株式を買うことにより議決権を付与される必要がない²⁵。

③法律の全体性：人間活動において、様々な法律が支えられている。その意味で、法制の全体像を把握する必要がある、ステークホルダーと株主を分けて、対立して議論するのは非人間的な発想である。もともと、ステークホルダーとしての私たちの個人は、株式を買ったら、同時に株主となる。もし、会社法もトータルな人間活動を支える法制であれば、常に人間を最優先とする発想が貫

徹し、株主とステークホルダーの対立軸を強調すべきではない²⁶。

(3) 修正説：「株主利益最大化原則」は、理想的な利害調整原則というわけではなく、現実の中にすべての状況において、徹底的に適用される法規範でもない。言い換えると、「株主利益最大化原則」は、経営決定において、例外なく株主利益を常に優先すべきではなく、緩いものであると指摘されている²⁷。この学説では、「株主利益最大化原則」を支持する上で、法解釈の視点から、何らかの限界を設定、ないし修正を行う必要があるという見解で、以下のように主張されている²⁸。

①負の外部性：株主第一主義を徹底すると、会社は自社の利益を最大化する一方、環境汚染や気候変動などの「負の外部性」を発生させてしまい、当該会社の利益が上がっても、社会全体的な利害（社会厚生）が減少してしまうことになり、実務上において経営正当性の是非が問われるであろう²⁹。この場合、取締役は、ビジネス倫理ないし社会規範に基づき、株主利益をある程度犠牲にし、社会厚生を増進するような経営を行って、「負の外部性」を制御することができる³⁰。そうすると、会社は「株主利益最大化原則」を実現するのではなく、「社会厚生」の最大化を図ることになる。さらに、「会社は、株主価値イコール企業価値ではなく、ステークホルダーの利益とともに社会全体に与える正と負の価値をすべて合わせた企業価値を最大化するように経営すべきである」という指摘もある³¹。

②法の不完全性：「株主利益最大化原則」を貫徹することによる「負の外部性」の問題について、その中には、コンプライアンスに違反する行為があれば、当然法律のサンクションを受ける。その一方、明らかに望ましくない行為もあるが、法律上に明文化の規定がない。この場合、道德基準ないし社会規範が必要である。法律と道德倫理との関係には微妙な境界線がある。法律は万能なルールではなく、法律が道德を評価することは不可能であり、道德を守るためのベースラインである。しかし、法に違反していないからといって、必ずしも道德基準に合っているとは限らない。そ

のため、コンプライアンスはただ法令遵守ではなく、より広い「道德基準」も含めて理解される³²。そうすると、「社会厚生」の最大化を図るために、企業の社会的責任が「株主利益最大化原則」を補正する原理として機能し、法的サンクションや道德基準ないし社会規範を両輪とする仕組みが最適であろう³³。

(4) 立法化説：この学説では、「株主利益最大化原則」を賛成する上で、その限界を乗り越えることができる規範が制定すれば、ソフトローとガイドラインに頼らず、立法論の視点から、ハードローにのっとった行動が適切であると指摘しながら、以下のように主張されている³⁴。

企業の社会的責任の明文化に関する論争は、結果として行わなかった。実務上においても、企業の社会的責任に関する内容は、『コーポレートガバナンス・コード』等のようなソフトローとガイドラインに頼り切られている。しかし、ESG経営を強調する世界的な潮流の背景として、幅広いステークホルダーの利益を適切に考慮しなければならない。その意味で、近時のESG経営理論は、従来からの企業の社会的責任論と共通する部分がある一方、異なる面もある。特に、従来からの企業の社会的責任と比べ、企業が付随的に行う慈善活動より、企業の中心的事業活動と連携し、内在化する傾向がある。そして、企業の社会的責任に関する内容の曖昧さより、規格化・標準化を求める動きがある。さらに、企業はESG経営を遂行するために、内部統制・リスク管理なども含めて、会社法と交錯する可能性が生じやすく、会社法との関係は深化になっていると言える³⁵。簡単に言えば、従来からのソフトローとガイドラインは、すでにESG経営の要求を満たすことができないからである。

ESG経営において、まず、取締役の行動が株主の意思決定と合致すれば、不利益であるとしても、取締役の義務違反になることは考えにくい。次に、取締役の行動が株主利益最大化に直接つながらないとしても、合理的な範囲内の判断であれば、責任が生じることはない。例えば、八幡製鉄株式会社政治献金事件により、政治資金の寄附の

ほか、「災害救援資金の寄附、地域社会への財産的奉仕、各種福祉事業への資金面での協力」などを例示し、取締役の判断が「その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内においてなされるかぎり、取締役の忠実義務に違反するものではなく」、許容される旨を判決した³⁶。さらに、取締役の行動が株主の利益と対立し、または合致しない場合であっても、当該取締役の判断の妥当性について、経営判断原則により審査され、著しく不合理な点がなかったら、取締役に忠実義務・善管注意義務の違反はないと考えられる³⁷。

上述したように、取締役が「してもよい」権限を広げる議論は、3つの場面において問題となり、許容されるものである。さらに、株主の訴訟による攻撃をほぼ免れ、ESG 経営が取締役の義務違反と判断されることもほとんどない³⁸。「株主利益最大化原則」を前提として、ステークホルダーの利益を考慮する ESG 経営において、このような許容される緩いものに対して、取締役の経営判断をひたすらに許容しかねず、結局、株主の利益を損害する可能性があると考えられる。そこで、日本の会社法を中心とする実定法において、ESG 経営に向けた取組みを促進する法規範を構築する必要がある。これは、取締役の義務に対して、合理的な法解釈を再検討し、もっと具体的な規定を設ける契機であると主張されている³⁹。さらに、改革することが望まれている⁴⁰。

第二章 経営学における

「ステークホルダー資本主義」に関する検討

株主の利益を過大重視する企業活動は、短期的視点の経営につながり、リーマンショックなどの経済危機や気候変動など環境問題への対応の遅れをもたらし、富の偏在や経済格差も引き起こした。その一方、「ステークホルダー資本主義」は経済成長を目指すと共に、そのような社会の歪みを是正するため、幅広い利害関係者（ステークホルダー）を配慮することが大きなうねりとなって

いる。世界における企業の ESG 経営は、株主重視からステークホルダー重視への転換を進んでいると言える。本章では、経営学の視点から、なぜ近年では、「株主資本主義」と「ステークホルダー資本主義」の論争が活発化しているかを解明し、日本における「ステークホルダー資本主義」の若干理論を検討する。

第1節 「ステークホルダー資本主義」の登場

従来から資本主義の在り方に関して、「会社支配論」の観点から、日本大企業の大部分は、安定株主構造に立脚した経営者支配であると認められた。さらに、企業不祥事と企業業績の低迷を背景として、そのような状態を改善するために、「企業統治論」の観点から、株主主権論が主流となった。しかし、「会社は株主のものであり、株主による支配が企業業績を上げる」という株主資本主義の勝利は、僅か30年ほどで、「ステークホルダー資本主義」の登場に伴い、再び論争が活発化してきている⁴¹。

(1) 2019年、米国の経営者団体「ビジネス・ラウンドテーブル（BRT: Business Round Table）」は、「企業の目的に関する声明」（以下では BRT 声明と省略する）を発表した。

BRT 声明では、「どの会社にもそれぞれの目標があるが、すべてのステークホルダーに対して根本的な約束を履行することに同意する。私たちは、顧客のために価値を創造し、従業員に投資し、公平と道徳の方法で取引先と調和して付き合い、働いている地域社会を支援し、株主のために長期的な価値を創造することを約束する。どのステークホルダーにも欠かせない。会社、地域社会、国の成功未来のために、私たちは彼ら全員のために価値を創造することを約束する」としている⁴²。

BRT 声明が、これまで約三十年にわたって主張してきた「企業は、株主の利益のために存在する」という「株主資本主義」から「ステークホルダー資本主義」へと大きく舵を切ったことを評価し、ステークホルダーへの責任の順位も、①顧客、②従業員、③取引先、④地域社会、⑤株主と

位置付けられている⁴³。そして、BRT 声明は、ステークホルダーと企業との関係を長期的・持続的なものとして捉え、ステークホルダーの期待の実現を意識的・主体的に図ることを企業と経営者に要請するという「共同原理」の内包と適合している⁴⁴。さらにその根本は、株主利益を過度に重視することにより、会社法学の視点と同じように、社会全体に対して「負の外部性」をもたらしたとの指摘もある⁴⁵。それから、株主利益最大化を追求することは、唯一の会社の目的ではなく、ステークホルダーまたは社会全体の価値を創造に向けることが重要であるとの認識が始まった。

(2) 2020 年 1 月、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の開催により、「2020 年ダボス宣言：第 4 次産業革命における会社の普遍目標」（以下では、ダボス宣言と省略する）という提案が採決された。

ダボス宣言では、「会社の目標は、すべてのステークホルダーを団結させ、共有と持続的な価値創造に参加させることである。このような価値を創造する過程において、企業は株主だけでなく、すべてのステークホルダー（従業員、顧客、取引先、地域社会、社会全体）にもサービスを提供する。すべてのステークホルダーの異なる利益を理解し、調整する最善の方法は、企業の長期的な繁栄を促進するための政策と意思決定に関する共通のコミットメントを通じて行うことである」としている⁴⁶。

ダボス宣言は、「ステークホルダー資本主義」をめぐる会社の経営者が何をすべきかについて検討し、伝統的な株主重視の経営を見放し、ステークホルダー重視の経営への転換を要請した。BRT 声明における直接的な関係があるステークホルダーより、大幅に充実し、地球環境、ダイバーシティ、ESG の視野まで包含している。ダボス宣言こそが、「真の脱株主資本主義」と言える⁴⁷。さらに、世界の先進国、発展途上国、多国籍企業が積極的に、ダボス宣言で提唱した「ステークホルダー資本主義」に参加することは偶然ではなく、ステークホルダーを大切なモノとして、すでにグローバル化の傾向にあると考えてい

る。

第 2 節 「ステークホルダー資本主義」に関する検討

BRT 声明やダボス宣言で言及している「ステークホルダー資本主義」は、新しい用語ではあるが、新しい考え方ではない。株主や短期的な利益を重視する経営が、他のステークホルダーとの関係を悪化し、資本主義経営を持続する可能性が低くなるという考え方と大体同じである⁴⁸。また、「ステークホルダー資本主義」は「資本主義」をベースにした多様な概念と異なり、「株主資本主義」に対立ないし対抗する概念として主張されている。そして、資本主義の構成主体である株式会社価値を創造するための経営理念が株主利益最大化ではなく、ステークホルダー全体の利益を明確にし、重視している。さらに、資本市場において、ステークホルダーの利益を重視する経営理念を実践している株式会社は存在しているため、「ステークホルダー資本主義」は実際的に存在するとも言える⁴⁹。そのため、「株主資本主義」であれ、「ステークホルダー資本主義」であれ、主張されている内包には大きな違いがあるが、核心的な思想は一致していると考えている。それは、すべての会社が、長期的な生存と発展を促進し、競争力と経営力を高め、株主とステークホルダーを整体として全体の価値を創造し、全面的に高めることである。したがって、株主とステークホルダーを対立または対抗するのは正解な道ではなく、その国の資本主義の形によって、株主重視の経営をするかステークホルダー重視の経営をするかということになる⁵⁰。経営学の視点から見ても、近江商人の「三方よし」を経営理念として、日本はもともとステークホルダー重視の経営がされてきた⁵¹。90 年代以降、その時の経済・社会・政治状況によって、株主重視の方向に進んできたが、近年の ESG 経営の潮流から見ると、「ステークホルダー資本主義」が望ましく、現実に適合し、ステークホルダー重視の経営が主流になっていくと想定されている⁵²。

このような「ステークホルダー資本主義」の構

築については、構想から実現するまで、経営者である取締役の役割が非常に大きいと考えられる⁵³。ステークホルダーを重視する経営理念や方針への取り組み、企業への改革、移行には取締役会の構成、機能などの問題が発生するであろう⁵⁴。

第三章 海外会社法立法例と ESG 経営における会社法役割の考察

本章では、企業の社会的責任・ESG に関する内容を海外会社法に取り組んだ事例、その立法過程、及びその評価を解明し、第一章と第二章の基礎理論を用いて、経営学と会社法学の視点から、ESG 経営における会社法の役割を考察する。

第1節 英国会社法における ESG に関する規定 (会社の成功を促進すべき義務)

2006 年英国会社法第 172 条第 1 項では、「会社の取締役は誠実原則に基づいて、会社の成功を促進する可能性が最も高いと考えている方法で行動し、その全員の利益をもたらし、そしてこのような行為をする時に、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。(a) 長期的な決定を予測する可能な結果、(b) 従業員の利益、(c) 会社のサプライヤー、顧客、その他の者と事業関係を育成する必要性、(d) 会社の運営がコミュニティと環境に与える影響、(e) 高い標準的な商業行為に対する評判を維持するための望ましいもの、(f) 会社の株主間で公平に行う必要性」と規定している⁵⁵。

当該条項は、CLRS (Company Law Review Steering Group：会社法見直しのための独立委員会) が取締役の義務を考慮する過程において制定された⁵⁶。英国会社法における取締役の義務については、長年にわたり、コモンローとエクイティー原則が規定されてきた。しかし、コモンローでは、取締役が成功を促進するために、指導の提供をすることがすでに不十分であると指摘した⁵⁷。そのため、取締役に自分の義務を周知・遵守させ、さらに、ガバナンスを向上するために、

最終的に 2006 年英国会社法は、取締役の義務に関する内容を法典化し、取締役の義務に新たな規定を作り出した。同法第 10 部第 2 章は、取締役の義務について規定しており、そのうち第 171 条から第 177 条には、7 つの一般的義務の内容が含まれている。その中で最も核心的な義務は、第 172 条（会社の成功を促進すべき義務）である⁵⁸。

一般的に「会社の成功」は、会社の構成員が会社の定款に定められた目標を実現することを望んでいると意味する。そのため重要なのは、取締役が会社の利益に合致すると考えている方法で、誠実原則に基づいて行動しなければならない。もし、会社の目的または目標が不明確であれば、取締役の経営判断により決められ、仮に失敗しても、責任を追及されるようなものではない⁵⁹。ここで会社の利益というのは、株主全体の利益とし、取締役は会社の利益のために行動するのが伝統的な会社法の「株主利益最大化原則」と矛盾することがない⁶⁰。「全員の利益」は、会社の利益または株主全体の利益を区別できるように、新しい概念として組み入れ、株主の利益だけではなく、全部の構成員を全般として、現在の利益はもちろん、将来の利益も含めてっていると評価されている⁶¹。取締役は考慮すべき事項において、(a) が長期的な視点を用いて経営行動することを推奨し、つまり、株主の長期的な利益と繋ぐことである⁶²。(b) (c) (d) は社会、環境を包含するステークホルダーの利益を考慮し、ESG 要素を重視する事項であり、取締役のステークホルダーに対する考慮義務が明文化したとも言える。(e) に関して、取締役の経営判断により、会社の最適な利益をもたらしことができるように要求した。最後の (f) では、株主平等原則を示す事項である。当該条項は取締役が経営行動において、意思決定の「執行リスト」ではないが、このような考慮事項としては、少なくとも、ステークホルダーの利益が取締役会の意思決定により効果的に組み込むことを促進できる⁶³。

この規定は、会社の長期的な運営を持続し、成功を促進し、全体株主の利益は会社の主要目的に掲げる同時に、この目的を実現するため、ステー

クホルダーの利益を考慮することが不可欠だと考えている立場である。その一方、この規定は、取締役の義務に啓発された株主価値を定めていると指摘する見解があり、手段としてのステークホルダー主義との見解もある⁶⁴。さらに、法的効果の視点から見ると、手段としてのステークホルダー主義は、株主第一主義との大差がないと考えられている⁶⁵。しかし、こうした規定が、ESG 経営の時代において、会社法と経営学が交錯している中で、経営理念と経営目的を真剣に見直し、会社法制の基礎理論を確認することにより、判例の法解釈及び会社実務の推進することには、煽り立てる役割がある。

第2節 中国企業の社会的責任の立法化

2005 年中国『会社法』（以下では『会社法』と省略する）第5条1項では、「事業活動に従事する会社は、法律および行政規範を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない」と規定された⁶⁶。

この条文は、『会社法』上において、初めて明文化した規定である。企業の社会的責任を立法することは、中国『会社法』の大きな特色であり、中国国内の社会問題に應えるだけでなく、国際的な趨勢の需要にも順応し、経済の発展と社会問題の解決を両立させる現代企業制度の構築を試みた。中国の立法機関が世界の会社法に大きな貢献をしていたと主張した学者がいる⁶⁷。

立法過程において、企業の社会的責任の会社法立法をめぐる中国商法学界では、これまでに幅広い研究・議論も行われ、主に3つの学説に分けられていた。それぞれは、立法化否定説、立法化肯定説、および立法化折衷説である⁶⁸。立法化否定説は、企業の社会的責任その概念の存在価値を否定するのではなく、企業の社会的責任の内容を会社法の条文に組み入れることを反対する上で、企業の社会的責任の内包と法律の適用範囲が不明確、会社の営利目的または本質に背く可能性があり、会社のガバナンスに危害を及ぼすことになるという論点で指摘した⁶⁹。立法化折衷説では、企

業の社会的責任の立法理念を肯定していると共に、この条項は単なる宣示的な条項に過ぎず、『会社法』全体に企業の社会的責任を適用できる具体的な条文もなく、実践の中で法律の強制性をとるべきではないと指摘した⁷⁰。立法化は強制性ではなく、各分野の関連規則などによって、「法律のハードな制約と道德のソフトな制約を同時に発揮する」、つまりソフトローの形式で実施すべきである⁷¹。ところで、立法化は企業の社会的責任の履行に対する制約性は依然として一般的な道德制約より強い。そのため、立法化肯定説では、会社の権利濫用を防止し、経済制度を調節し、社会構成員の共同发展を重視し、企業の社会的責任を引き続き強化すべきであると強調している⁷²。結果として、立法機関は立法化肯定説を採用し、企業の社会的責任の内部を『会社法』第5条に組み入り、明文化として定めていた。

第3節 立法化後の更なる研究

企業の社会的責任の立法することは、学者に研究の足を止めさせなかった。さらに、「企業の社会的責任を負わなければならない」内包と外延に進んでいた。まず、企業の社会的責任の内包に対し、以下3つの解釈に分けることができる。①企業の社会的責任は、道德的責任である。「社会的責任を負う」と「法律および行政規範を遵守する」を同列に論じ、企業の社会的責任が法律以外の責任であることを意味する。さらに、企業の社会的責任の具体的な内容を規定する条文もないため、企業の社会的責任には法律の確定性がないと主張されている⁷³。②企業の社会的責任は、法律的責任である。立法機関が企業の社会的責任の内容を『会社法』の中に組み入れる以上、法的な強制力または会社法の役割を持たせようとしていることを指摘している⁷⁴。③企業の社会的責任は、道德的と法律的な両立責任である。「法律および行政規範を遵守する」ことは、法律の属性に属し、基礎責任としている。「社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守る」ことは、道德の属性を包含している。学界では、両立責任の解釈が広く受けられていた⁷⁵。次に、企業の社会的責任の内包

を理解した上で、企業の社会的責任の外延に対して狭義論と広義論の理解が生じた。狭義論の観点では、企業の社会的責任の内容は、この条項に列挙された内容だけである。すなわち、「法律および行政規範を遵守し」、「社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り」、「政府および公衆の監督を受け入れる」ことである。その一方、広義論では、条文に列挙された基礎的な責任のほかに、より高い目標が託されていると考えられた。広義説であれ狭義説であれ、企業の社会的責任は、多次元的な概念の組み合わせである。同様に、企業の社会的責任を実現するための経路も多層的でなければ、法律的にも道徳的にも実現することができない⁷⁶。

企業の社会的責任に対する内包と外延の研究は、企業の社会的責任から ESG へ進化するために、理論根拠を提供し、中国会社法における企業の社会的責任の改正を支えている。

第4節 中国企業の社会的責任の改正（ESG への進化）

2023 年『改正中国会社法』（以下では『改正会社法』と省略する）第 19 条では、「事業活動に従事する会社は、法律・法規を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない」と規定されている⁷⁷。

『改正会社法』第 20 条では、「事業活動に従事する会社は、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。国は会社が社会福祉事業活動に参加し、社会的責任報告書を発行することを奨励する」と規定されている⁷⁸。

条文の形式から見ると、企業の社会的責任に関する内容を二つの条文に分けている。第一に、『改正会社法』第 19 条は、企業の社会的責任の内包を明確にした。つまり、法律的と道徳的な両立責任である。そして、「法律および行政規範」という表現を「法律・法規」に改正し、実質的に会社が法律法規を遵守すべき範囲を拡大した⁷⁹。さ

らに、法律責任の部分は最低基準として企業の社会的責任を負う前提である。道徳責任の部分は変わらず、会社の二重属性を引き続き認めている⁸⁰。第二に、『改正会社法』第 20 条は、「企業の社会的責任を負わなければならない」ことを単独の条分にし、具体的な内容を充実した。「当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益」を列挙する方式を通じて、利害関係者の範囲を明確にし、ESG 要素も含めて、ステークホルダー理論を体现している。第 2 項は、「奨励」という言葉を用いて、企業の社会的責任の内容を具体的に区分している。1 つは、「社会福祉事業活動」という外部のステークホルダーに対する責任。もう 1 つは、事業活動に従事する中に、内部ガバナンスにつがっているステークホルダーに対する責任である。『改正会社法』における企業の社会的責任に関する内容の改正は、ESG 要素を求める道に進んでいると言える。

中国企業の社会的責任の立法化および改正において、取締役の義務を直接的に明確していないが、当該条項から導き出すことができる。ESG 経営において、ステークホルダーの利益を考慮する対象としては、「当社の従業員、消費者その他の利害関係者及び生態環境など」である。「法律・法規を遵守する」ことは、取締役の法令遵守義務であり、『改正会社法』だけではなく、それ以外の法律も遵守しなければならないことが強調されている。「民商合一」の理念に基づいて、「社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守る」ことは、民法の公序良俗の原則と信義則に参照することがあるが、ステークホルダーに直接責任を負う必要があるわけではなく、取締役が経営判断を行う時に、ステークホルダーの利益を適切に考慮することを許可しただけである⁸¹。「政府および公衆の監督を受け入れる」ことは、情報開示義務が導かれると解されている⁸²。さらに、当該条項は取締役の義務に実行しなければならない、学界の共通認識でもある⁸³。

会社法全体の構造から見ると、立法化過程でも改正でも、「企業の社会的責任」条項は、会社法

総則に位置付けるのは妥当である。当該条項は原則としてだけでなく、全会社法を統率し、重要な指針として、各部門法にも一定の指導作用がある⁸⁴。中国企業の社会的責任の立法化およびその改正について、ESG 経営を強調する世界的な潮流に順応し、会社の営利目的の維持と企業の社会的責任を求める間に、合理的なバランスを体现している⁸⁵。ミクロの視点から見ると、会社のガバナンスを最適化し、社会と環境の質を高め、経営者のモラルハザードと代理コストを下げ、会社法に規定された忠実義務と善管注意義務を自覚的に履行させ、会社の中長期的な利益の実現を推進することに有利である⁸⁶。真ん中の視点から見ると、中国会社法はある程度で国有企業改革法であり、人民の利益を中心とする基礎の上で、個人意志と国家意志の結合を実現し、中国特色を強調している。国家は人民を代表して、国有企業に権利・義務を行使し、国有企業の発展が国家の全体的な利益に合致することを確保する。経営者が企業の社会的責任を果たすことは、人民の利益を考慮すると同様である⁸⁷。マクロの視点から見ると、企業と国の発展段階における新たな変化を把握し、中国特色のある現代化企業制度を整備し、「共同富裕」を促進するために良好な条件を作り出し、中国の現段階の基本的な国情に合致していると言える⁸⁸。

第5節 ESG 経営における会社法の役割

本稿では、取締役に関する忠実義務及び善管注意義務を詳しく議論しないが、今回の研究課題としている。「株主利益最大化原則」の有力説とする日本の現状の中に、ESG 経営において、取締役がステークホルダーの利益を考慮する曖昧さについて、経営学と会社法学の視点から見ると、このような経営行動において、取締役の義務に対する経営理念・経営目的として、どのように位置付け、どのように許容され、許容される法解釈に対して、どのように施策および明文化するかは、喫緊的な課題と考えている。

海外会社法立法例を参考にした上で、株主重視の経営からステークホルダー重視の経営への転換

する段階において、取締役を焦点とするのは良い選択肢であり、少なくとも、手段としてのステークホルダー主義の観点から見ると、ESG 理念の本質も株主・会社の長期的な利益と同様であり、そのため ESG 理念は取締役の忠実義務と同質性を持っていると解される。しかし、第一章で説明した立法化説のように、取締役の忠実義務に具体的な規定条項を追加するのは、限界もあると考えている。それは、法律の「ヒステリシス」と経営の「効率性」の問題である。第二章で述べたように、ESG 要素の内容は、その国の経済発展により変わっている。もし取締役の忠実義務に具体的な規定事項を追加すると、時代の変化に伴い、会社法上に取締役の義務を常に更新する必要がある。それは、明らかに現実的ではない。そして、ESG 要素の中で、最も重要なのは G（ガバナンス）である。ESG 経営と会社法を交錯する意味は、「効率性」と「公平性」のバランスを追求することである。取締役の忠実義務に具体的な規定事項を追加することは、ガバナンスにおける会社法の役割を重視しすぎ、経営の役割を見落としていると言える。

そのため、経営学と会社法学の視点から見ると、会社法は ESG 経営を法的に支援・促す枠組みとして機能し、特にガバナンス強化とステークホルダー視点の導入に寄与することが期待されている。本稿では、取締役の忠実義務に具体的な規定条項を追加するより、ESG 経営理念を原則として取締役の義務に設置した方が適正であると考えている。そうすることで、社会の利益と会社の利益を両立し、企業の内部ガバナンスを強化し、「効率性」と「公平性」のバランスを良く調整することができる。

具体的な施策について、まず、ESG 経営理念を原則として取締役の義務に設けることは、取締役の経営行動に理論的な根拠を提供し、合理的な範囲内で株主と会社に免責を主張することができる。次に、ESG 課題への対応が取締役の義務の一環として、会社を成功に導いてくれるすべてのステークホルダーを忘れず、意思決定を「四半期利益の壁」から解放し、持続または中長期的な

経営を目指す必要がある⁸⁹⁾。最後に、各企業が定款目的に新たな経営理念・経営目的を見直すことが必要である。経営理念・経営目的は企業活動全体をコントロールする価値前提であり、各企業の定款目的に定められている。その意味で、それぞれの企業は、自分で決めた目的を達成し、この過程にもたらす利益を株主に還元することが適切であり、最初から株主利益のために、定款目的を定めるのが根本的に誤っている⁹⁰⁾。このような理念に基づいて、「株主資本主義」に歪んだ現行の法制度や商慣行を改正するには、理論的な基礎を支えている⁹¹⁾。

おわりに

本稿では、会社法の視点から、現在まで「株主利益最大化原則」を有力説とする理論的な根拠を解明し、それに対する限界と問題点を明らかにし、他の学説も整理した。そして、経営学の視点も踏まえて、株主重視の経営からステークホルダー重視の経営への転換する傾向を明確にした。さらに、海外会社法立法例を参考にした上で、経営学と会社法学の視点から、ESG 経営における会社法の役割を考察した。以上の研究結論として、ESG 経営の時代において、「効率性」を代表する「株主利益最大化原則」を否定できない。その限界と問題点を改善するために、取締役の義務に対する法規範を構築する必要がある。具体的な規定条項を追加するより、ESG 理念を原則として取締役の義務に組み入れた方が、「効率性」と「公平性」のバランスを良く調整し、現代企業制度と会社法の共振を実現することができると考えている。

一方、今後の課題としては、まず、経営学と会社法学における基礎理論の研究を強化する必要がある。次に、企業の種類が多様であり、国による発展状況も違い、それぞれの国・企業は、異なる段階で注目される ESG 議題も違う。そこで、ESG 経営において、どのように「効率性」と「公平性」を両立できる法制度を構築し、どのように取締役の義務に取り組むことは、極めて有意

義であると思われる。最後に、企業は、ESG を経営戦略の中核に据えるために、ESG 関連情報の開示や透明性を高めることも重要である。

参考文献

- 1 弁護士法人大江橋法律事務所『ゼロからわかる ESG・サステナビリティ法務 Q&A』2024 年 2 月 14 日 61 頁
- 2 大塚章男『法学から考える ESG による投資と経営』(同文館出版会) 2021 年 6 月 15 日 5 頁
- 3 朱慈蘊「ESG 的興起与現代公司法的能動回应」『中外法学』Vol.34 No.5 2022 年 1241 頁
- 4 中村美紀子『企業の社会的責任－法律学を中心として』(中央経済社) 1999 年 7 月 30 日 82-83 頁、畠田公明『会社の目的と取締役の義務・責任－CSR をめぐる法的考察』(中央経済社) 2014 年 3 月 1 日 178 頁、栗田口太郎「SDGs・ESG の会社法的基礎」『SDGs・ESG とビジネス法務学』(武蔵野大学出版会) 2023 年 3 月 31 日 216 頁、梶善登「株主第一主義とステークホルダー資本主義－経済及び会社経営の在り方に関する議論の動向－」(国立国会図書館) 2023 年 3 月 16 日 70 頁
- 5 朱翹楚「日本公司治理制度的 ESG 発展脈絡及啓示」『現代日本経済』2023 年 第 3 期 68-69 頁
- 6 大杉謙一「コーポレートガバナンスと日本経済：モニタリング・モデル、金融危機、日本の経済」『金融研究』2013 年 10 月 113 頁
- 7 江頭憲治郎『株式会社法 (第 9 版)』(有斐閣) 2024 年 4 月 30 日 23 頁、田中 亘『会社法 (第 4 版)』(東京大学出版会) 2023 年 3 月 280 頁、畠田 前掲注 (4)、18 頁、大塚 前掲注 (2)、13 頁
- 8 株主の権利：会社法第 105 条、『ポケット六法 令和 7 年版』(有斐閣) 2025 年
- 9 江頭 前掲注 (7)、23 頁
- 10 忠実義務：会社法第 355 条、善管注意義務：会社法第 330 条、『ポケット六法 令和 7 年版』(有斐閣) 2025 年
- 11 落合誠一「企業法の目的－株主利益最大化原則の検討－」岩村正彦ほか編『企業と法』(岩波講座現代の法 7) 岩波書店 1998 年 23 頁
- 12 大杉謙一「会社は誰のものか－株主利益最大化と短期主義批判、会社の社会的責任 (CSR) に関する覚書」『商事法の新しい礎石：落合誠一先生古

- 稀記念』(有斐閣) 2014 年 7 頁
- 13 江頭 前掲注 (7), 25 頁
- 14 栗田口 前掲注 (4), 208-210 頁
- 15 竹内昭夫「企業の社会的責任に関する一般規定の是非」『会社法の理論 I』(有斐閣) 1984 年 127 頁, 田中 亘「株主第一主義の意義と合理性—法学の視点から—」『証券アナリストジャーナル』2020 年 11 月 第 58 巻 11 号 13-14 頁
- 16 弁護士法人大江橋法律事務所 前掲注 (1), 67-68 頁, 野田 博「ESG 重視の潮流と会社法」『名城法学』69(1・2) 2019 年 378 頁, 神田秀樹=久保田安彦「サステナビリティを深く理解する」『商事法務』2022 年 第 2302 号 17 頁, 田中 前掲注 (7), 280 頁
- 17 野田 博「ESG と取締役の義務: 企業の社会的責任と会社法との交錯」『月刊監査役』No.762 2024 年 5 月 25 日 49 頁
- 18 石島 博・水谷 守「ESG 投資に関する法的論点と一考察」『中央ロー・ジャーナル』2021 年 第 18 巻第 1 号 86 頁
- 19 田中 亘「株主第一主義の合理性と限界 (上)」『法律時報』2020 年 5 月 126 頁, 田中 亘「株主第一主義の合理性と限界 (下)」『法律時報』2020 年 6 月 80 頁
- 20 田中 亘『数字でわかる会社法』(有斐閣) 2013 年 15-20 頁
- 21 畠田 前掲注 (4), 21 頁
- 22 東京高裁判決平成 25・4・17 判例時報 2190 号 96 頁
- 23 上村達男『会社法は誰のためにあるのか—人間復興の会社法理』(岩波書店) 2021 年 12 月 79 頁
- 24 上村 前掲注 (23), 90 頁
- 25 上村 前掲注 (23), 78-80 頁
- 26 上村 前掲注 (23), 81 頁
- 27 江頭 前掲注 (7), 23 頁
- 28 田中「株主第一主義の合理性と限界 (下)」前掲注 (19), 86 頁
- 29 第一東京弁護士会 総合法律研究所『最先端をとらえる ESG と法務』(清文社) 2023 年 3 月 31 日 80-81 頁
- 30 草野耕一『株主の利益に反する経営の適法性と持続可能性—会社が築く豊かで住みよい社会』(有斐閣) 2018 年 96 頁
- 31 座談会 (神作裕之の発言)「金融機関は SDGs にどう向き合うか—金融法務の視点から—」『金融法務事情』2021 年 第 2164 号 36-37 頁
- 32 井上 泉『企業不祥事とビジネス倫理—ESG、SDGs の基礎としてのビジネス倫理』(文真堂) 2021 年 19-26 頁
- 33 田中「株主第一主義の合理性と限界 (下)」前掲注 (19), 83-84 頁, 大杉 前掲注 (12), 30-31 頁
- 34 神作 前掲注 (31), 32 頁, 神田・久保田 前掲注 (16), 26 頁, ハードローは会社法だけではなく、労働法、金融商品取引法なども含めているが、本稿の立法化説では、会社法学における「株主利益最大化原則」と取締役の義務に限定している。
- 35 神作裕之「企業の社会的責任: そのソフトロー化? EU の現状」『ソフトロー研究』2005 年 第 2 号 91-93 頁, 野田 前掲注 (16), 381 頁
- 36 最大判昭和 45 年 6 月 24 日 民集 24 巻 6 号 625 頁
- 37 鈴木仁史「ESG/SDGs と取締役の法的責任および経営判断の原則」『ディスクロージャー&IR』Vol.19 2021 年 11 月 69 頁
- 38 大杉謙一「ソフトローと取締役の義務」『商事法務』2023 年 第 2341 号 23 頁
- 39 栗田口 前掲注 (4), 207 頁, 畠田 前掲注 (4), 52 頁, 上村 前掲注 (23), 220 頁
- 40 梅村 悠「株主利益最大化原則 (株主第一主義) とは何か」『法学教室』2024 年 9 月 第 528 号 10 頁
- 41 三戸 浩「ステークホルダー資本主義はグローバル資本主義の問題に答えられるか」『経営行動研究年報』2023 年 第 32 号 6-7 頁
- 42 <https://bizroundtable.medium.com/redefined-purpose-of-a-corporation-welcoming-the-debate-8f03176f7ad8> (2025 年 4 月 5 日 最終閲覧)
- 43 水尾順一「CSR と SDGs の連携: 真の社会的責任経営 古くて新しい風、ステークホルダー資本主義」『衆知』2021 年 第 5・6 号 73 頁, 菊池敏夫「ステークホルダー資本主義と経営行動」『経営行動研究年報』2023 年 第 32 号 39-40 頁
- 44 津久井稲緒「CSR の変化とステークホルダー資本主義」『経営行動研究年報』2023 年 第 32 号 22-26 頁
- 45 田村俊夫「BRT 声明の実態と、真の脱株主資本主義: 包括的な社会全体の価値まで包含したステークホルダー概念に対応せよ」『金融財政事情』2021 年 1 月 第 72 号 12-13 頁

- 46 <https://www.weforum.org/stories/2019/12/davos-manifesto-2020-the-universal-purpose-of-a-company-in-the-fourth-industrial-revolution/> (2025 年 4 月 5 日 最終閲覧)
- 47 田村 前掲注 (45), 14 頁
- 48 水尾 前掲注 (43), 71 頁
- 49 菊池 前掲注 (43), 40 頁
- 50 広田真一「株主第一主義か、ステークホルダー主義か：世界の経済・社会・企業の観察から」『証券アナリストジャーナル』第 58 号 2020 年 11 月 19-21 頁
- 51 水尾順一「CSR と SDGs の連携：真の社会的責任経営（第 2 回）日本型ステークホルダー資本主義の三方よし経営」『衆知』2021 年 第 7・8 号 70-73 頁
- 52 三戸 前掲注 (41), 8 頁, 広田 前掲注 (50), 24-27 頁, 砂川伸幸・岡田一郎「ESG 経営の動向とステークホルダー主義」『経営財務』2022 年 10 月第 3576 号 23 頁
- 53 菊池 前掲注 (43), 41 頁
- 54 勝部伸夫「ステークホルダー理論とコーポレートガバナンス」『経営行動研究年報』第 32 号 2023 年 13 頁
- 55 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46#printLegislationModHtml>
- 56 Andrew Keay, THE DUTY TO PROMOTE THE SUCCESS OF THE COMPANY: IS IT FIT FOR PURPOSE, School of Law, Centre for Business Law and Practice, (2010), at 9
- 57 Mustafa, 'THE COMPANIES ACT 2006 REQUIRES A DIRECTOR TO 'PROMOTE THE SUCCESS OF THE COMPANY FOR THE BENEFIT OF ITS MEMBERS AS A WHOLE' (SECTION 172). CRITICALLY ANALYSE THE SCOPE AND IMPACT OF THIS SECTION', Sosyal Bilimler Dergisi, (2018), at 197-198
- 58 P Davies, J Rickford, An Introduction to the New UK Companies Act, European Company and Financial Law, (2008), at 61-62
- 59 井上貴也「取締役の義務と CSR に関する一考察」『東洋通信』2017 年 37-38 頁
- 60 吉田夏彦「2006 年イギリス会社法における取締役の会社の成功を促進させる義務に関する一考察」『憲法論叢』17 号 2010 年 12 月 46 頁
- 61 前掲注 (57), 200 頁
- 62 前掲注 (60), 47 頁
- 63 前掲注 (57), 203-204 頁, Iain MacNeil, From a Financial to an Entity Model of ESG, European Business Organization Law Review, (2022), at 41
- 64 林 順一「英国・米国における会社の目的に関する最近の議論とわが国への示唆－株主のための会社か、ステークホルダーのための会社か－」『日本経営倫理学会誌』2021 年 第 28 号 54 頁, 奥乃真弓「ステークホルダー・キャピタリズム時代の会社のパーパス」『筑波ロー・ジャーナル』2022 年 12 月 第 33 号 5-6 頁
- 65 神作裕之「サステナビリティ・ガバナンスをめぐる動向」『商事法務』No.2296 2022 年 6 月 5 日 10 頁
- 66 https://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_121466.htm (2025 年 4 月 6 日 最終閲覧)
- 67 劉俊海「関于公司社会責任的若干問題」『理論前沿』2007 年 第 22 期 20 頁
- 68 付 宇辰・徐 治文「改正中国会社法の公布・施行について－会社法の立法目的・会社の監査機関を中心として－」『追手門経営論集』Vol.30 No.1 2024 年 6 月 7-8 頁
- 69 沈貴明「我国公司社会責任的立法規範問題」『法学』2009 年 第 11 期 99-110 頁, 史際春「論公司社会責任：法律義務、道德責任及其他」『法学研究』2008 年 第 2 期 47-48 頁, 陳曉星「企業社会責任法律規制の理性思考－兼評中国『公司法』第 5 条之規定」『中国商法年刊』2009 年 51 頁, 吳飛飛「公司自治与公司社会責任的公司法困境」『北京理工大学学报』2013 年 第 4 期 135-136 頁, 樊涛「公司社会責任的法律思考」『法政探索』2012 年 第 6 期 83 頁, 周友蘇 張虹「反思与超越：公司社会責任詮釋」『政法論壇』2009 年 1 月 第 27 卷 第 1 期 61 頁
- 70 王天玉「宣言、原則抑或規範」『社会科学研究』2012 年 第 1 期 91-95 頁, 王天雁「公司社会責任原則的解釈及法律適用」『湖北函授大学学报』2012 年 2 月 第 25 卷 第 2 期 65 頁
- 71 朱慈蘊「公司的社会責任：遊走于法律責任与道德准則之間」『中外法学』Vol.20 No.1 2008 年 33-35 頁
- 72 李建偉「論公司社会責任強制性的規範体系建構」『交大法学』2023 年 第 5 期 41-42 頁, 肖 海軍「論『公司法』第 5 条第 1 款的實施－以『公司法』修改為視角」『北方法学』2021 年 第 3 期 39 頁,

- 趙万一「中国公司法の正義性品格及其法律制度實現」『民商法学』2023年 第12期 108-109頁
- 73 崔利民「企業社會責任及其法律規制」『河北法学』2010年10月 159頁, 王雄文「企業社會責任的道德性與法律化」『行政論壇』2007年6月 27頁
- 74 鐘文華「法哲學視野下的企業社會責任淺析」『南京航空航天大學學報(社會科學版)』2012年2月 35頁
- 75 樓建波「中国公司法第五條第一款的文義解釋及實施路徑—兼論道德層面的企業社會責任的意義」『中外法学』2008年1月 42頁
- 76 李靜「企業社會責任是承諾性法律責任—『公司法』第五條解讀」『天津商業大學學報』2014年3月 第34卷 第2期 71頁
- 77 http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433999.html (2023年4月6日 最終閱覽)
- 78 前掲注(77)
- 79 趙旭東『新公司法條文釋解』(法律出版社)2023年 46頁
- 80 王立兵「公司社會責任的雙重屬性及其實現途徑—以『公司法』第5條第1款為中心」『學術交流』2012年 第1期 64-67頁
- 81 趙旭東 前掲注(79), 47-48頁
- 82 李 長儒「中国会社法における株主利益最大化原則の生成と展開(2・完)」『阪大法学』2024年 73(5) 58-60頁
- 83 吳維錠「公司法上社會責任條款司法化的邏輯與再塑」『法学研究』Vol.46 No.3 2024年 123頁
- 84 趙旭東『公司法學』(高等教育出版社)2006年 49-50頁
- 85 覃福毅「ESG 視角下新『公司法』對公司管理的價值體現」『法制博覽』2024年5月 3頁
- 86 劉俊海 前掲注(67), 21-22頁
- 87 劉凱湘 劉晶「我國股東會中心主義的歷史成因—以國有企業改制為線索」『法学論壇』2021年11月 第6期 58頁
- 88 陳甦「中国特色現代企業制度的法律表達」『民商法学』2023年 第8期 103頁, 習近平「扎實推動共同富裕」『求是』2021年 第20期
- 89 原 丈人・山崎博史「格差社會の元凶の株主資本主義からステークホルダー資本主義への轉換」『經濟界』2021年9月 101頁
- 90 上村 前掲注(23), 233-234頁
- 91 菊池 前掲注(43), 41頁